

表3 メトロコマース事件の最高裁判決のポイント

争点	①制度の性質・目的・趣旨	② 職務の内容	③ その他の事情	結論
退職金	<p>労務の対価の後払いや継続的な勤務などに対する功労報奨などの複合的な性質を有し、正社員としての職務を遂行しうる人材の確保やその定着を図る目的</p> <p>➡②③を踏まえて結論を出す</p>	<p>相応の相違はあるが、売店業務など基本的な内容は同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 比較対象者の正社員は、売店業務に従事する従業員の2割に満たず、関連会社の再編に起因して賃金水準の変更などが困難だった 正社員への段階的な登用制度が存在 	<p>不合理と認められるものに当たらない</p>